

令和元年度事業報告

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

令和元年度は、暴力団追放のための効果的な広報啓発及び暴力団員による不当な要求行為の被害者等に対する救済・支援並びに暴力団排除活動への支援を活動方針として、各事業を推進した。

項 目	推 進 事 項
1 暴力団追放のための効果的な広報啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 「暴追画報」等の広報誌を大阪府下の地域及び職域単位の暴排組織、大阪市等の自治体をはじめ、各企業・事業所等に対して頒布、提供に努めたほか、これら団体等に対し、延べ30回の講演活動等を実施した。○ 不当要求防止責任者講習用の教本として「暴力団追放マニュアル」を、また、暴力団排除気運の向上を図るため、暴追センターの広報誌である「暴追画報」や「暴排ポスター」等をそれぞれ作成した。○ 電子メールを活用した「暴追センター情報」を発信し、反社会的勢力の動向や情報について情報提供に努めた。 ※ 令和元年度の発信件数～16件○ 大阪府警察及び三起商行株式会社と提携し、大阪市中央区のTOHOシネマズなんば壁面に「守りたいあなたの笑顔～暴力のない明るい社会を目指して」を標語とする広報看板を掲出した。○ 岸和田競輪場の電光掲示板を活用した広報を実施したほか、特殊詐欺被害防止対策の支援としてクリアファイルやチラシを作成するなど、広報啓発活動を推進した。
2 暴力団追放府民大会の開催	<p>令和元年11月1日、大阪市内において、府民約1,000人の参加を得て「第28回暴力団追放府民大会」を開催した。</p> <p>大会では、暴力団排除を目指して結成された各種団体はもとより、自治体をはじめとする関係機関・団体、企業のほか、広く市民の参加を促し、参加者全員で暴力団根絶に向けての大会宣言を実施するなど、暴力団追放意識の高揚を図ることができた。</p> <p>また、暴力団追放に功労のあった個人、団体等に対して表彰状や感謝状を贈呈するとともに、特別講演として、大阪府下建設会社社長による「公</p>

	共工事現場における暴力団の不当要求に対する排除について」と題する講演を実施した。
3 暴力追放セミナーの開催	<p>令和2年2月7日、大阪市内において、暴力団排除気運の向上を図るため、総合テーマを「暴力団等反社会的勢力の排除に向けて」として、部外講師を招いて、企業・事業所等の暴力団排除対策担当者約500人の参加を得て「第22回暴力追放セミナー」を開催した。</p> <p><特別講演></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪府警察組織犯罪対策本部長 廣瀬 敬治郎氏 演題「最近の組織犯罪の情勢について」 ・ 大阪府警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課長 吉田 忠美氏 演題「最近のサイバー犯罪の情勢について」 ・ 大阪弁護士会民暴委員会委員長 山浦 美卯氏 演題「暴力団事務所の使用禁止・明渡等」
4 暴力相談への的確な対応	<p>○ 府下3か所（中央、淀川、堺）の相談室を拠点として、面接又は電話により暴力相談を受理し、相談者の立場に立ったアドバイスを実施した。</p> <p>※ 令和元年度の受理件数は1,615件（前年度に比べ98件増加）</p> <p>○ 相談内容は、取引先等に関する相談が全体の約40%を占めた。また、「暴力団からの離脱」に関するものが6件あった。</p> <p>○ 相談委員は、相談内容ごとに状況を的確に把握し、最善の解決策を提示できる知識や技能を持つことが必要であるため、月2回の集合教養を実施し、情報の交換・共有を図ったほか、暴力団排除対策に関する他機関主催の研修セミナー等に参加するなど、新たな事象への対応要領の習得に努めた。</p> <p>○ ホームページや配布資料等により暴追センターが行う暴力相談活動を広範かつ積極的に府民に紹介した。</p> <p>○ 暴力団の潜在化・広域化に対応するため、近畿管内の暴追センター及び警察が出席する「近畿ブロック連絡協議会」の開催や、府警暴力団対策室との定期連絡会を4回開催したほか、全国センターや各都道府県センターとも情報交換等を通じて緊密に連携するとともに、情報の共有を図った。</p> <p>○ 大阪市、堺市等をはじめ、府下の各市町村の受付窓口担当者に働き掛け、窓口「暴追画報」等の暴追センター案内を設置した。</p>
5 適格団体としての暴	大阪弁護士会民暴委員会や大阪府警との連携を密にし、府民からの暴力

<p>力団事務所使用差止支援</p>	<p>団事務所の使用差し止めに関する支援要請の把握に努め、特定抗争指定暴力団六代目山口組傘下「三代目織田組」が、東大阪市に新設した事務所の使用差し止めを求める仮処分を令和2年3月30日に大阪地方裁判所に申し立てた。</p>
<p>6 警察及び大阪弁護士会民暴委員会との連携強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民事介入暴力事案の相談を受けた場合、警察及び大阪弁護士会民暴委員会との連携はきわめて重要であることから、常時連携して事案に対応した。 ○ 令和元年8月24日、「福祉現場（介護施設の現場）における暴力・不当要求排除」をテーマとする近畿弁護士会連合会民暴委員会主催の研修会へ参加した。 ○ 暴追センターホームページに、大阪弁護士会民暴委員会委員執筆による反社会的勢力との取引遮断方策や不当要求対応要領等を「民暴弁護士のコラム」としてアップしている。
<p>7 民事介入暴力特別相談所の効果的な開設</p>	<p>大阪府警、大阪弁護士会民暴委員会、暴追センターの三者による「民事介入暴力特別相談所」を令和元年10月24日、大阪市内において開設し、府民からの電話や面談による相談を受理した。</p>
<p>8 離脱及び就労支援活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年1月20日、大阪刑務所、大阪労働局、大阪保護観察所、保護司会連合会等12機関で構成する「大阪府暴力団離脱者支援対策連絡会」の総会を開催し、離脱に関する情報交換に努めた。 また、東京都、福岡県など34都県（令和元年8月29日現在）と離脱者支援に関する協定を締結し、支援の実効を図っている。 ○ 離脱支援に関する相談のうち、暴力団からの離脱相談が6件で、離脱者の就労相談が1件であった。 なお、大阪での離脱者の雇用受入「協賛企業」は32社である。
<p>9 暴力団犯罪被害者救済支援の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪被害者週間において、認定NPO法人・大阪被害者支援アドボカシーセンターを後援し、暴追センターの暴力団犯罪被害者救済支援活動の広報を実施した。 ○ 警察が行う保護対策のうち、機械警備によるものを民間警備会社に委託し、その費用を暴追センターが支払うことにより被害者救済に関する支援をする制度を設けているが、令和元年度中は、同制度を適用する事例はなかった。

10 地域暴排組織との連携	各警察署単位に設置されている地域暴排組織や府下各市の行政対象暴力対策連絡協議会等と連携するとともに、研修会等に積極的に参加し、各種資料の提供や計4回の講演を実施した。
11 職域暴排組織等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職域単位の暴力団排除組織（23組織）や企業等の総会・研修会に参加し、暴力団等の反社会的勢力排除に関する講演等を計26回実施した。 ○ 暴力団排除態勢を整え、積極的に暴力団排除活動を実施している企業等に対し、訪問連絡を実施し情報交換を実施した。
12 少年に対する暴力団の影響を排除する活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大阪府主催の少年非行・暴走族追放キャンペーン等に参加したほか、少年指導委員の研修の場において冊子「未来ある君へ！（少年を暴力団から守るために）」を用いて教養を実施するなど、少年に対する暴力団の影響を排除する活動に努めた。 ○ 少年補導協会の広報グッズに暴追センターの名入れを行ったほか、少年を暴力団の影響から守るための活動の一環として、大阪府青少年課とタイアップして広報用タンブラーを作成した。
13 不当要求防止責任者講習の実施	<p>大阪府公安委員会から委託を受け、「不当要求防止責任者講習」を毎回大阪弁護士会民暴委員会所属の弁護士による講義のほか、DVDやパワーポイント等の視聴覚教材を効果的に活用し、年度36回（受講者合計2,532人）実施した。</p> <p>※ 平成5年に開始して以来、延べ1,406回実施し、受講者の累計は8万9,804人となった。</p>
14 不当要求情報管理機関に対する援助	不当要求情報管理機関として登録されている「(公財)競馬保安協会関西本部」、「(公財)モーターボート競走保安協会」、「日本証券業協会大阪地区協会」及び「預金保険機構大阪業務部」に「暴追マニュアル」等の資料提供を行うなど、暴追センターの活動概要や暴力団情勢等の情報提供を行った。
15 暴力団に関する資料の収集と活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不当要求防止責任者講習の受講者を対象として、「暴力団に対するイメージと不当要求を受けた経験等」に関するアンケート調査を実施した。なお、アンケート調査の結果(2,452人からの回答)は、今後、暴排研修等における資料として活用する。 ○ 反社会的勢力に関する情報は、可能な限り広範に収集するとともに、データ化に努めた。また、企業等における暴力団排除活動での活用を図

るため、新聞等で公表された暴力団関係者情報を企業（提供先会員）に
対し、毎月Eメールで配信した。